

令和3年度 水質検査計画 豊見城市水道事業



水質検査計画とは

豊見城市水道事業は、市内全域に水道水を供給している水道事業者です。供給される水道水が安全であることを確認するためには、水質検査が必要不可欠であり、蛇口（給水栓）等で定期または臨時の水質検査を実施しています。

水質検査計画とは、水道水の水質検査について、検査を行う項目、採水場所、年間の検査の回数、および公表方法などを示した計画のことであり、水道事業者は水質検査計画を策定し、公表することが義務付けられています。

この水質検査計画の中には、豊見城市水道事業者が令和3年度に行う水質検査への取り組みが示されており、令和3年4月1日から実施します。

豊見城市上下水道部 令和3年2月

目次

1. はじめに	1
2. 基本方針	1
3. 水道事業の概要	1
4. 水道水の状況及び水質管理上留意する事項	2
5. 検査地点	2
6. 水質検査項目及び検査頻度	3
7. 臨時の水質検査	4
8. 水質検査の方法	4
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	4
10. 水質検査結果の評価及び検査計画の見直し	5
11. 水質検査の精度と信頼性保証	5
12. 関係者との連携	5
資料1. 水質検査結果（年度別最大値）	6
資料2. 水質検査採水箇所図	7
資料3. 水質基準項目の検査頻度	8
資料4. 法令に基づく毎日検査等	17
資料5. 水質管理目標設定項目の検査項目及び頻度	18
資料6. 水質基準項目の検査方法	19
資料7. 水質管理目標設定項目の検査方法	21

1. はじめに

豊見城市水道事業は、水道用水供給事業者である沖縄県企業局から浄水を購入することによって市内全域に水道水を供給している水道事業者です。従って、水源や浄水過程における水質管理の業務はなく、沖縄県企業局からの供給点以降の市内に設置してある蛇口（給水栓）から出る水の水質検査を実施することによって水道水の水質管理を行っています。

本市の水道水は沖縄県企業局が管理・運用する西原浄水場及び石川浄水場から市の管理する配水池を経由して供給されています。

2. 基本方針

- 1) 水質基準に適合した安全な水道水を給水するために、浄水の状況を踏まえて水質検査項目等を定めた水質検査計画を策定します。
- 2) 検査地点については、水質基準が適用される給水系統末端付近の蛇口とします。
- 3) 検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために本市が必要とする水質項目とします。
- 4) 検査頻度については：
 - (1) 水道法施行規則第15条第1項第1号に基づく「毎日検査」を蛇口において行います。
 - (2) 同条規則第1項第2号に基づく「毎月検査」を蛇口において行います。
 - (3) 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから、3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年1回行います。

3. 水道事業の概要

- 1) 令和元年度における給水状況は次表のとおりです。

項 目	内 容
給水区域	市内全域
給水人口	64,561人
普及率 %	100%
給水戸数	23,614戸
水源種別	浄水受水
計画一日最大給水量 m ³	24,500m ³
一日最大給水量 m ³	19,958m ³
一日平均給水量 m ³	18,421m ³

4. 水道水の状況及び水質管理上留意する事項

原水及び水道水の状況

1) 原水の状況について

本市は、沖縄県企業局が管理する浄水場で浄水された水道水を受水しており、水道水の水質は水質基準に適合した良質な水である旨の報告を受けています。

供給を受けている水道水の水源の状況、原水の水質、浄水施設及び沖縄県企業局水質検査については、沖縄県企業局ホームページからご覧いただけます。

※沖縄県企業局HP (<http://www.eb.pref.okinawa.jp>)

2) 水道水の状況について

水道水については、これまでの検査結果から基準値を下回っており、安全で良質な水であります。(資料1参照)

水質管理上の留意事項

1) 排水作業・布設更新等による水質管理

水道水を供給する配水管において、長時間の滞留や管材の老朽化は、水質に悪影響を及ぼす可能性があります。滞留解消のための定期的な排水作業や、老朽化した配水管等の布設更新などを適宜施し、安全で良質な水道水の水質管理に努めます。

2) 水道水の安全性を確保する管理体制

沖縄県企業局から浄水受水後の市水道事業システム全体において、水道水の水質の安全性を脅かすリスクの排除と監視体制を維持・充実させ、平時の安全確認及び緊急時における即応体制の強化に努めます。

3) 水道水の水質に関する疑義への対応

豊見城市水道事業より供給する水道水の水質に関する疑義について、その異常の確認と原因特定のための現地調査に努めます。

5. 検査地点

1) 給水栓

配水系統ごとに、市内9カ所を設定し検査を行います。

毎日検査については、市内6カ所で検査を行います。

(資料2参照)

6. 水質検査項目及び検査頻度

1) 水質基準が適用される、蛇口（給水末端）における水質検査項目と検査頻度は、次のとおりとします。

(1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表において水質基準項目（51項目）の検査を行います（資料3参照）。また、法令に基づく水質検査表の5項目について毎日検査を行います（資料4参照）。

(2) 検査頻度

①毎日検査：法令に基づく水質検査（資料4参照）の色、濁り、消毒の残留効果、臭気、味の検査については、1日1回行います。

②毎月検査：法令に基づく水質検査（資料1参照）の項目の中からNo. 1, 2, 38, 46～51までについては毎月検査を行います。

③年4回検査：法令に基づく水質検査（資料1参照）の項目の中からNo. 10, 21～31（12項目）は消毒剤及び消毒副生成物として、No. 6^{※1}, 8^{※2}, 33, 40（項目）について安全性及び性状確認のため、年4回行います。

④年1回検査：法令に基づく水質検査（資料1参照）のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、（1/5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和できるとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（51項目）を行います。

2) 本市が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

独自に行う水質検査の水質管理目標設定項目は、通知で26項目設定されていますが、水源の種別によって着目すべき項目が提示されており、それに準じて検査項目の設定、水質管理項目の設定、そして水質管理上留意すべきものとして12項目を設定します。（資料5参照）

※1

No.6 鉛及びその化合物

基準値(0.01mg/l以下)の1/5を超えたため、3ヶ月毎に検査を行う。(平和台公民館、瀬長島サンセットパーク広場、饒波溝原集落センター)

※2

No.8 六価クロム化合物

令和2年4月より基準値(0.05mg/l→0.02mg/l)が改正するため、3ヶ月毎に検査を行う。(市内9カ所)

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、原則として次のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。水質検査結果に異常が認められた場合は、確認のため直ちに再検査を行うとともに飲用の制限等必要な措置を講じます。採水場所は、水質異常の内容とその範囲を確認できる地点を選定します。臨時の水質検査を行う項目は、水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他必要な項目とし、自己検査及び委託検査で対応します。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに直ちに実施し、給水栓での安全が確認されるまで行います。

臨時の水質検査を行う要件	検査項目及び検査頻度
<ul style="list-style-type: none"> ●水源や水源付近の異常、浄水過程の異常の連絡があった場合 ●水道施設が汚染されたおそれがある場合 ●その他特に必要があると認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、pH値、臭気、味、色度、濁度 ●水質基準に適合しないおそれのある項目及び関連する項目を適時選択する。また、測定頻度は必要に応じて対応する。

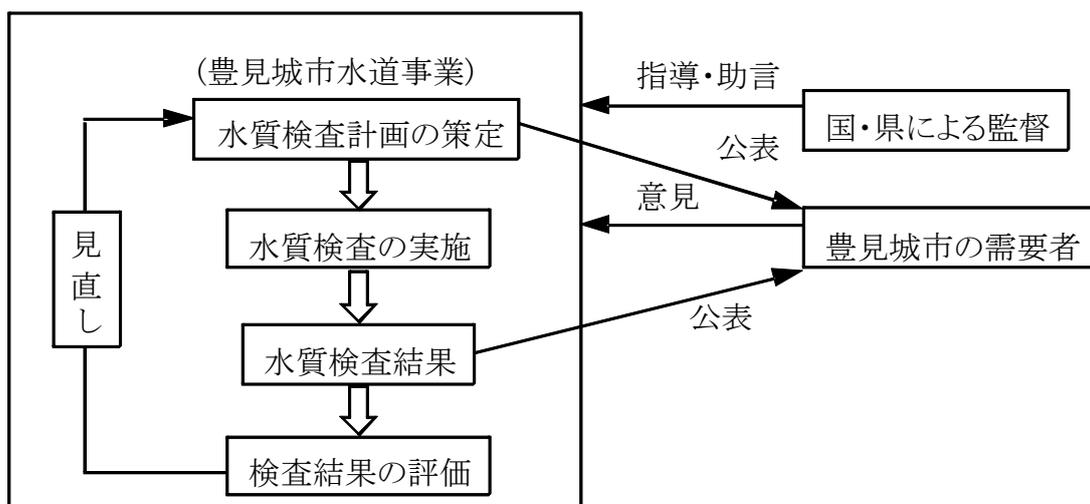
8. 水質検査の方法（資料6、7参照）

水質基準項目、水質管理目標設定項目の水質検査は、国（厚生労働大臣）が定めた水道水の検査方法（告示法：基準項目の検査方法、残留塩素の検査方法）及び厚生労働省水道課長通知による検査方法（水質管理目標設定項目の検査方法）によって行います。また、上記以外の項目については「上水試験方法（日本水道協会）」等に準じて行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、本市のホームページを利用して公表します。

また、水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果についても、本市のホームページを利用して速やかに公表します。



水質検査計画の概念図

10. 水質検査結果の評価及び検査計画の見直し

実施した水質検査の結果をその都度、水質基準値と照らし合わせて評価します。また、本計画は、水道法の改正等を考慮し、検査項目や検査頻度等を適切に見直します。さらに過去の検査結果や水道利用者からの意見を参考に見直しをおこない、次期の水質検査計画に反映します。

11. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、次のことに留意して厚生労働大臣指定検査機関（登録機関）に委託しています。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関するISOの取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- 5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

12. 関係者との連携

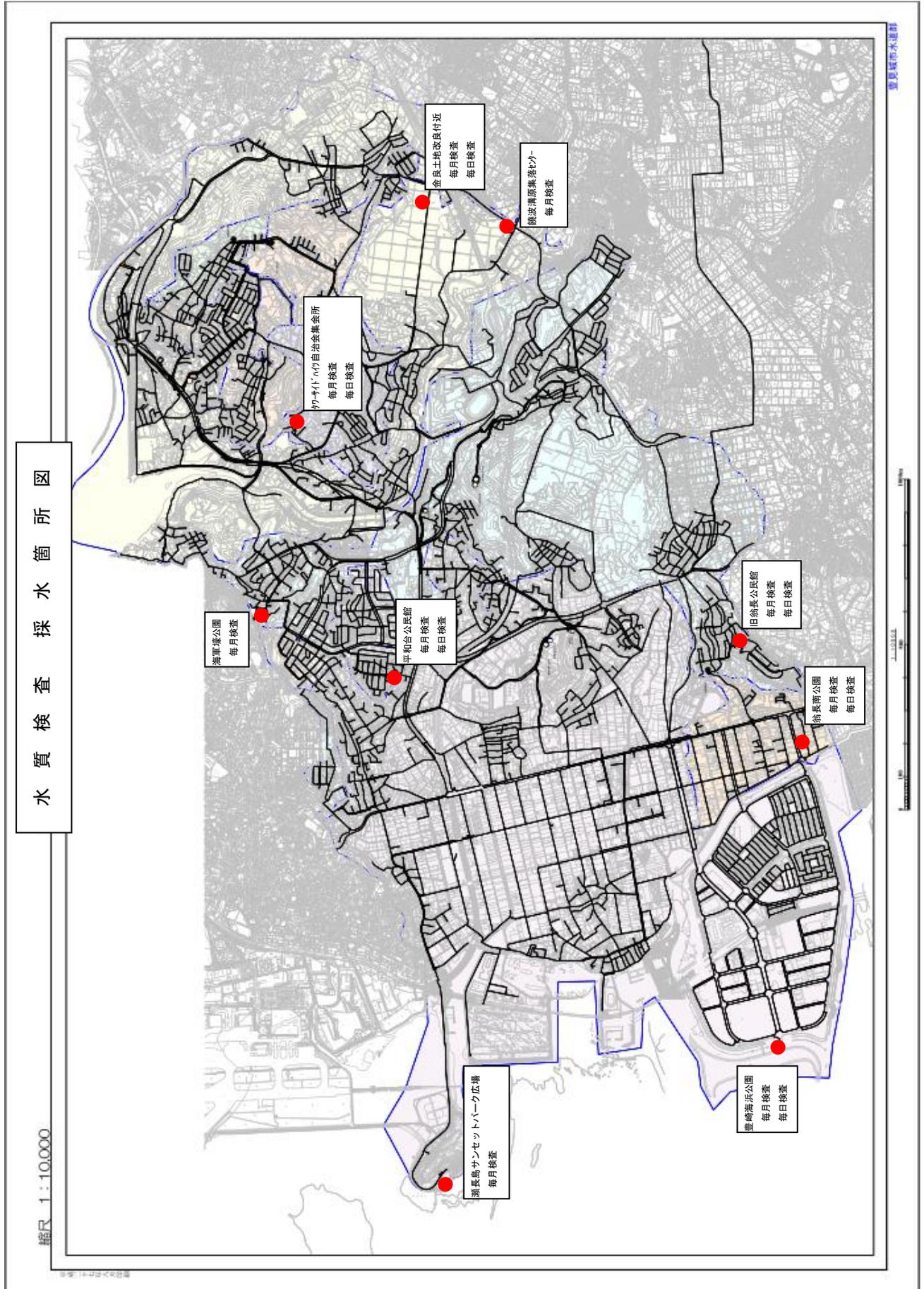
- 1) 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、関係機関と連携して臨時水質検査等を行い適切な措置を行います。
- 2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、沖縄県企業局及び関係機関と連携して迅速に対策を講じます。

問い合わせ先：豊見城市上下水道部施設課 住 所：豊見城市字宜保一丁目1番1号 電 話：098-850-0111 F A X：098-850-2670

別表1：水質検査結果（年度別最大値）

NO	項目	水質基準	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
基01	一般細菌	100個/ml以下	9	0	4	1	1
基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	<0.003	<0.003	0.003	<0.001	0.007
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01 mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.11	0.22	0.20	<0.1	<0.1
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ヨウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.019	0.016	0.020	0.02	0.02
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジシクロヘキサン	0.05 mg/l以下	<0.005	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	<0.0001	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	<0.0001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	0.07	0.08	<0.06	0.08	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.0077	0.0071	0.0130	0.016	0.010
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以上	0.004	0.008	0.007	0.005	0.005
基25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.017	0.0181	0.019	0.025	0.020
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.041	0.044	0.057	0.056	0.051
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.002	0.007	0.005	0.004	0.005
基29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.012	0.0135	0.015	0.018	0.016
基30	ブromホルム	0.09 mg/l以下	0.0071	0.0057	0.0060	0.010	0.007
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.003	<0.008	<0.005	0.009	<0.005
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.009	0.007	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.06	0.049	0.07	0.10	0.04
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.02	0.05	<0.03	<0.03	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.002	0.003	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	18.9	19.3	17.2	14.2	16.8
基37	マンガ	0.05 mg/l以下	0.001	0.0018	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	35.6	27.6	25.8	35.3	31.0
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	36.9	34.2	41.0	27	32
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	121	100	83	126	112
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジオキソシン	0.00001 mg/l以下	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソブチルアルコール	0.00001 mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	<0.002	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005 mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素)	3 mg/l以下	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0
基47	PH値	5.8~8.6	7.5	7.7	7.8	7.8	7.7
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	0.5	0.5	0.7	1.3	0.7
基51	濁度	2度以下	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1

資料 2 : 水質検査採水箇所図



資料3：水質基準項目の検査頻度 平和台公民館（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砒素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジシロキサン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×				1回/月	1回/3月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 金良土地改良付近（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砷素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジクロロベンゼン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 タワーサイドハイツ自治会集会所（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砷素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジクロロベンゼン	○						
基16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 翁長南公園（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砒素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジシロキサン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 瀬長島サンセットパーク広場（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砒素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジクロロベンゼン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 豊崎海浜公園（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砒素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジシロキサン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 海軍壕公園（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砒素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジクロロベンゼン	○						
基16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 饒波溝原集落センター（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砷素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジシロキサン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基17	ジクロロメタン	○						
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○						
基33	アルミニウム及びその化合物	○						
基34	鉄及びその化合物	○						
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○						
基40	蒸発残留物	○						
基41	陰イオン界面活性剤	○						
基42	ジエオキシ	○				原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準の1/2以下であるが、性状確認等のため
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○				1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/5を超えるため、基本頻度とする
基45	フェノール類	○						
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料3：水質基準項目の検査頻度 旧翁長公民館（西原浄水場系）

NO	項目	省略等の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
基01	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基02	大腸菌	×						
基03	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基04	水銀及びその化合物	○						
基05	セレン及びその化合物	○						
基06	鉛及びその化合物	○						
基07	ヒ素及びその化合物	○						
基08	六価クロム化合物	○						
基09	亜硝酸態窒素	○						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○						
基12	フッ素及びその化合物	○						
基13	砒素及びその化合物	○						
基14	四塩化炭素	○						
基15	1,4-ジシロキサン	○						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○						
基17	ジクロロメタン	○				1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため
基18	テトラクロロエチレン	○						
基19	トリクロロエチレン	○						
基20	ベンゼン	○						
基21	塩素酸	×						
基22	クロ酢酸	×						
基23	クロホルム	×						
基24	ジクロロ酢酸	×						
基25	ジブromクロロメタン	×						
基26	臭素酸	○						
基27	総トリハロメタン	×						
基28	トリクロロ酢酸	×						
基29	ブromジクロロメタン	×						
基30	ブromホルム	×						
基31	ホルムアルデヒド	×						
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため				
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため				
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため				
基35	銅及びその化合物	○						
基36	ナトリウム及びその化合物	○						
基37	マンガン及びその化合物	○						
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/3月	省略不可項目			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基40	蒸発残留物	○		1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする			
基41	陰イオン界面活性剤	○		1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、性状確認等のため			
基42	ジエオキシ	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため			
基43	2-メチルイソブチルアルコール	○						
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5を超えるため、基本頻度とする			
基45	フェノール類	○		1回/年	過去の検査結果が基準の1/10以下であるが、安全確認等のため			
基46	有機物(全有機炭素)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
基47	PH値	×						
基48	味	×						
基49	臭気	×						
基50	色度	×						
基51	濁度	×						

資料4：法令に基づく毎日検査等

1. 検査場所：蛇口（各配水系統端末給水栓）6ヶ所
2. 検査項目：5項目
3. 検査頻度：1日1回

N0	検査項目	評価	基本検査 頻 度	実施検査 頻 度	設定理由	試験方法
毎1	色（色度）	異常なし	日1回	日1回	法定検査項目 （省略不可）	透過光測定法
毎2	濁り（濁度）	異常なし				透過光測定法
毎3	消毒の残留効果 （残留塩素）	0.1mg/l以上				D P D 法
毎4	臭気	異常なし	—	性状確認のため	官能法	
毎5	味	異常なし	—		官能法	

資料5：水質管理目標設定項目の検査項目及び頻度

1. 検査場所：蛇口9ヶ所
2. 検査項目：12項目
3. 検査頻度：年1回

NO	水質管理目標設定項目	目標値	令和2年度 検査可否	備考
目01	アミン及びその化合物	0.02mg/l以下	○	
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下（暫定）	○	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	○	
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	—	地下水を使用していないため
目08	トルエン	0.4mg/l以下	—	地下水を使用していないため
目09	フル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/l以下	○	
目10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	—	塩素剤として使用していない
目12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	—	〃
目13	ジクロロアセトリル	0.01mg/l以下（暫定）	○	
目14	抱水クロール	0.02mg/l以下（暫定）	○	
目15	農薬類	1以下（総農薬方式）	—	農薬類等の使用がないため
目16	残留塩素	1mg/l以下	—	毎日検査と重複する
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100mg/l	—	基準項目と重複する
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	〃
目19	遊離炭酸	20mg/l以下	○	
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	○	
目21	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/l以下	—	地下水を使用していないため
目22	有機物等（過マンガニ酸カルシウム消費量）	3mg/l以下	○	
目23	臭気強度（TON）	3以下	○	
目24	蒸発残留物	30～200 mg/l	—	基準項目と重複する
目25	濁度	1度以下	—	〃
目26	pH値	7.5程度	—	〃
目27	ラングリア指数	-1程度以上とし、極力0に近づける	○	
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）	○	
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	—	地下水を使用していないため
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	—	基準項目と重複する

※目04、目06、目07、目11は水質管理目標設定項目から削除されているため欠番としています。

※○は検査対象項目です。

※—は検査対象から除く項目です。

資料6 水質基準項目の検査方法

NO	項目	水質基準	検査方法
基01	一般細菌	100 個/ml 以下	標準寒天培地法
基02	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	還元気化-原子吸光光度法
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、ICP法
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	イソクロマトグラフ（陰イオン）法
基10	シアニド化合物及び塩化シアニド	0.01 mg/l 以下	イソクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	イソクロマトグラフ（陰イオン）法
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	イソクロマトグラフ（陰イオン）法
基13	砒素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	ICP法、ICP-MS法
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	イソクロマトグラフ法
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
基23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以上	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
基25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	イソクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法、LC-MS法
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	計算法（基23、基25、基29、基30の合計値）
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
基29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基30	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-HPLC法、誘導体化-LC-MS法
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イソクロマトグラフ（陽イオン）法
基37	マンガニン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	フレルス-原子吸光光度法、フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
基38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	イソクロマトグラフ（陰イオン）法、滴定法
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	フレル-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イソクロマトグラフ（陽イオン）法、滴定法
基40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	重量法

基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基42	ジエオキシ	0.00001 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、固相マイクロ抽出-GC-MS法
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、固相マイクロ抽出-GC-MS法
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-HPLC法
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-HPLC-MS法
基46	有機物(全有機炭素)	3 mg/l 以下	全有機炭素計測定法
基47	PH値	5.8~8.6	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
基48	味	異常でないこと	官能法
基49	臭気	異常でないこと	官能法
基50	色度	5 度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
基51	濁度	2 度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法、連続自動測定機器による透過散乱法

資料7：水質管理目標設定項目の検査方法

NO	水質管理目標設定項目	目標値	検査方法
目01	アミン及びその化合物	0.02mg/l以下	水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法、ICP-MS法
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下（暫定）	ICP-MS法、固相抽出-ICP法
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	フレイム—原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
目08	トルエン	0.4mg/l以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
目09	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法
目10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光度法
目12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光度法
目13	ジクロロメトリル	0.01mg/l以下（暫定）	溶媒抽出-GC-MS法
目14	抱水コロアル	0.02mg/l以下（暫定）	溶媒抽出-GC-MS法
目15	農薬類	1以下（総農薬方式）	農薬ごとに定められた方法による
目16	残留塩素	1mg/l以下	DPD法、電流法、吸光度法、連続自動測定機器による吸光度法、ホーログラフ法
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100mg/l	フレイム—原子吸光度法、ICP法、イオンクロマトグラフ法、滴定法
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイム—原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
目19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
目21	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/l以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
目22	有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量）	3mg/l以下	滴定法
目23	臭気強度（TON）	3以下	官能法
目24	蒸発残留物	30～200 mg/l	重量法
目25	濁度	1度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法
目26	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
目27	ランゲリヤ指数	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）	R2A寒天培地法
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	フレイム—原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法

※目04、目06、目07、目11は水質管理目標設定項目から削除されているため欠番としています。